

## 「損害保険会社各社の注意」の紹介

平成8年10月23日付け自動車損調研究会における柔道整復師の施術についてのお願い

柔道整復師の施術については、法令等により一定の業務範囲が定められており、この範囲内であれば医師の同意を得ずともその施術を行うことができることとなっている。交通事故治療に関し、損保会社として、相当因果関係の有無・範囲の確認等のため医師の診断を求めるにあっては、画一的・硬直的な取り扱いをせず個別・具体的事情を十分勘案のうえ、柔道整復師にとって正当な業務に対する営業妨害と受けとられるような対応は一切行わないよう十分留意するものとする。また医師との資格差を理由に整復師への受診を妨害抑制する、あるいは、医師の診断を画一的に求める等を統一的に定めている規定等は、自算会においても一切定めていないことを十分認識のうえ仮にもそのような規定があるのかごとき対応を行わない点についても併せて留意する。